

## 参考資料

### 事故後の調査一覧

#### 1. 消防(火災調査・救急)

- **調査:** 救急搬送と同時に「火災・事故調査」として入ります。出火していなくても、CO中毒は「ガス事故」として扱われ、ガス器具の型番、換気設備の稼働状況を詳細に確認します。
- **処分:** 直接的な行政処分権はありませんが、調査結果は警察や労基署に共有されます。また、「救急車のキャンセル」の経緯については、通信記録に基づき厳しく事情を聴かれます。

#### 2. 警察(刑事捜査)

- **調査:** \*\*「業務上過失致傷罪(刑法 209 条)」\*\*の疑いで捜査が開始されます。
  - 現場の実況見分。
  - 店長、スタッフ、社長への事情聴取(任意、状況により強制)。
  - 「換気が壊れていることを知っていて、なぜ営業したか」という**予見可能性と結果回避義務**を徹底的に追及されます。
- **処分:** 書類送検、あるいは悪質な場合は逮捕。店長だけでなく、指示を出した社長(経営層)の刑事責任も問われる可能性があります。

#### 3. 労働基準監督署(労基署)

- **調査:** \*\*「労働安全衛生法」\*\*違反の調査。
  - 「死傷病報告」の提出命令。
  - 換気設備の点検記録、安全教育の実施記録の確認。

- 店長の 20 連勤という過重労働(労働基準法違反)も併せて調査されま  
す。

- **処分:**

- **是正勧告:** 設備の修理や体制の改善命令。
- **使用停止命令:** 厨房機器や店舗自体の稼働停止。
- 悪質な場合は、法人と責任者を検察庁に告発します。

## 4. 保健所(行政処分)

- **調査:** 食品衛生法の観点から、営業環境が適切であったかを確認します。
- **処分:** 営業停止処分(数日間～)。直接的な食中毒ではありませんが、施設不備(換気不全)による危険性が解消されるまで「営業禁止」とされることが一般的です。

## 5. 労働局(雇用環境)

- **調査:** アルバイト(C、D、E さん)が SNS 等で通報、あるいは労働相談を行った場合、パワハラや安全配慮義務違反での調査が入ります。
- **処分:** 企業名公表(指導に従わない場合)など。

### 対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

#### 1 換気設備が機能しない場合には店の営業を停止すること

多くのガス(都市ガスまたはプロパンガス)器具を使用する食堂等の厨房では、換気装置が正常に機能することが不可欠であり、安易に扇風機で代替することなく、修理が終了するまで営業を停止する。

このことは、顧客の安全・健康を確保する意味でも重要である。

## 2 換気設備の点検・補修等を確実に実施すること

厨房内でガス器具に点火した際には、炎の状態を確認し、不完全燃焼を防止する。

ガス器具、ガス警報装置、換気設備については、定期的な点検、作動テスト等を随時に実施し、異常がある場合には直ちに補修等を行ってその能力を維持する。また、排気口は定期的に清掃する。(安衛則第 577 条)

## 3 安全衛生教育を実施すること

アルバイト店員等を含めすべての従業員に対して、一酸化炭素中毒及び酸素欠乏症等の有害性とその予防対策、ガス爆発の危険性と対策等について安全衛生教育を実施する。

また、作業中に身体に異常又は異臭を感じた場合の上司・経営者への連絡方法を明確に定めて徹底するとともに、緊急時の避難・救命措置訓練を実施する。(安衛則第 35 条)

## <一酸化炭素中毒の兆候>

「なんかおかしい」と最初に感じる変化は、中毒というより\*\*「ひどい疲れや風邪」\*\*に似ています。

- **生あくびの連発:** 酸欠を補おうとして、意識とは無関係に何度もあくびが出ます。
- **前頭部の重い痛み:** おでこのあたりが締め付けられるような、鈍い頭痛が始まります。
- **集中力の低下(ケアレスミス):** 注文を間違える、手が滑る、ぼーっとするといった「疲労」に見える現象が起きます。
- **顔のほてり:** 熱中症のように顔が赤くなります(CO ヘモグロビンは鮮紅色のため、皮膚が赤らんで見えることがあります)。